

① 乗合タクシーについて

私は、平成30年3月の定例会において本件について質問をし、1年2ヶ月が経過したところである。この時期は試行運行の前で、最終の準備の時期であった。従って地域公共交通会議のメンバー、開催状況、その内容、運営面、試行運行の時期等について質問をしてきたところである。

今回は、試行運転開始以降今年3月まで、9ヶ月間が経過しているこの時期に、試行運行全般について質問する。

(1) 当初の試行運行は昨年6月25日(月)～12月21日(金)までで、運行日は、月・水・金の週3日(祝日含む)。1日3往復6便であった。運行地区の、中尾団地地区では停留所は13箇所。道の尾団地・自由が丘団地では9箇所。運賃は1人1回大人200円、小人100円で運行してきたものと思う。そこで質問するが、それぞれの地区別に、この間の総利用者数、月別利用者数、1日平均利用者数、1便当たり利用者数はどのようになっているか。

(2) 乗合タクシーについての予算措置は、(1)で言ったことを基本に当初予算で、13節の委託料(乗り合いタクシー運行委託料)として1,716千円である。これで試行運転は終了するものと思っていたところ、これが平成31年1月4日から2月28日まで延長されていた。

(イ) どのような理由から延長することとなったのか。

(ロ) 延長のための委託料はどのように捻出したのか。

(ハ) 延長の意図することが成果として得られたのかどうか。

(3) 平成31年度当初予算では、乗合タクシー運行委託料は591千円である。これは6ヶ月間の試行運行延長の予算と聞いている。

(イ) 6ヶ月が過ぎた後、更なる試行運行を行うのか、どのような対応を考えているのか。

(ロ) 1便での利用者が、一定の基準を満たさなければ本運行は断念せざるを得ないのではないのか。

(ハ) 試行運行から(本運行に移行する)・(断念する)など、その基準をどのように考えているのか。

(二) 両地区の関係者には今後の対応としてどのような説明をしているのか。

② 長与町議会議員選挙の無投票当選の結果と今後の考え方について

平成31年4月16日長与町議会議員選挙が執行された。定数16人に対して、受付当初の立候補者は17人であったと聞いていた。定数を越えたことは大変喜ばしい限りであった。最終的な結果を聞いたのは、17時15分頃選挙事務所に帰ってきたその時であった。無投票当選です。おめでとうございます。のことばを耳にしたのである。さすが現実の状況を聞いた時は驚きであった。

本町では、8年前も無投票当選であった。その後議員定数の見直しの運動が起こり、平成24年10月15日に、長与町長吉田慎一氏から現行20人を16人に改める条例改正案が提案され、賛成11人、反対7人の、賛成多数で可決されたのである。

全国的に、町村議会議員のなり手不足等から、全国町村議会議長会は『町村議会議員の報酬等のあり方検討委員会』を設置し、去る平成31年3月12日『最終報告』をとりまとめられ、桜井会長に報告書が提出されている。その報告書では、議員報酬の低さと議員定数の少なさが無投票当選につながると分析されている。

そこで質問する。

(1) 町長は、本町の近年のこのような状況をどのように受け止められているか。

(2) 町長は、この無投票当選の原因は何にあると認識しているか。

- (3) 平成24年10月15日に現行定数20人を16人に改める条例改正案の提案を、今日ではどのように評価しているか。
- (4) 全国町村議会議長会の報告書で、「議員報酬の低さと議員定数の少なさが無投票当選につながる」との分析をどのように見ているか。
- (5) この報告書の議員報酬条例の改正を見ると、全国で139町村が増額、64町村が減額となっている。本町では8年間のうちに、2回も無投票。このような町村は余り見受けられないと思う。議員報酬のあるべき姿としては、せめて親子4人の標準世帯の生活ができる程度の議員報酬であるべきであると思っている。現在の議員報酬の月額が258,000円。手取り額は約220,000円前後である。この現実を見て、町長はどのように思っているか。
- (6) 現実の直視と様々な角度から、早急に実態を把握し、あるべき方向を見極めて、極めて早い時期に見直しを行う考えはないか。
- (7) 昨年12月の定例議会に、『議案67号 長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例』が提出され、慎重審議の結果否決された。提案理由は、『特別職の国家公務員及び近隣自治体の議員の期末手当における状況を踏まえ、町議会議員の期末手当の支給割合を改めるもの』であった。
- まず理解されなかった理由として、一つには、4月には本町の議会議員も改選期の直前であったこと。二つには、昨年3月定例会でも同じことであるが、従来から議会議員・町長・副町長・教育長の改正も4点セットで同時に提出されてきたこと。である。それが、町議会議員だけを今回提出したところに提出者の意図が不明な点となり、否決に至ったのではなかったのかと理解している。隣町の時津町は、4点セットで提案し可決されているところである。
- 後ろを振り返ることも大切であり、一方では前に向かってどのように前進していくのかも重要なことである。このままこれが放置されることとなると、益々近隣自治体との格差は広がり、不均衡が促進されることとなるのである。従来どおり4点セットを以って6月定例会に向けて、再度提案をすべきであると思うが、提案を含めて町長の考えを聞きたい。